

ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な設置及び維持管理が行われるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) システム

生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道等へ排除する機器の総体をいう。

(2) 機械処理タイプ

ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体とに分離し、分離された液体のみ公共下水道へ接続し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。

(3) 生物処理タイプ

ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理部槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。

(4) 使用者

システムの維持管理について最終的に責任を負う次に掲げる者をいう。

ア 独立建築物の所有者又は賃借人

イ 賃貸の集合建築物の所有者

ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表

(5) メーカー

システムについて公益社団法人日本下水道協会の定める性能基準（案）に適合する評価を受けた者をいう。

(6) 維持管理業者

使用者と維持管理契約を交わしたシステムを維持管理する者をいう。

(適用範囲)

第3条 本要綱は、徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」）が管理する下水道（合流管及び污水管）に排水する場合にのみ適用できるものとする。

(設置の基準)

第4条 システムの設置の基準は、次の各号に該当するもので、管理者の確認を受けたものでなければならない。

- (1) 機械処理タイプに分類されるもの。
- (2) 前号のうち、公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に基づき規格適合評価を受けたもの。

(届出)

第5条 システムを設置又は変更しようとするときは、徳島市下水道条例（昭和37年6月30日条例第23号）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づき計画の確認を受けなければならない。この場合、次の書類を併せて提出するものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置届【第1号様式】
- (2) 適合評価書の写し
- (3) 維持管理契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約確約書の写し【第2号様式】
- (4) 維持管理計画書
- (5) 製品に係る資料（カタログ、仕様書等）
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(維持管理に関する指導)

第6条 管理者は、条例第4条第1項及び同条第2項に基づく計画の確認を行う場合は、システムの適正な維持管理を図るため、使用者に対し次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) 維持管理業者との業務委託契約に基づき、当該維持管理業者が実施する点検に関する記録等に関する資料を3年間保存するとともに、管理者が必要であると認めたときは、その提出を提出すること。
- (3) 管理者が必要であると認めたときは、立入検査等の措置に応じること。
- (4) その他維持管理に関する事項

(メーカーに対する指導)

第7条 管理者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの販売にあたって、使用者に対し当該システムの維持管理について専門の

維持管理業者との維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

- (2) 使用者に対し、管理者が行う維持管理に関する指導に協力する必要があることを説明し、その理解を得ること。
- (3) その他維持管理に関すること。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。